

各住宅宿泊管理業者 各位

国土交通省関東地方整備局
建政部建設産業第二課

住宅宿泊事業法の届出住宅における新型コロナウイルス感染症への
対応に係る協力依頼について

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約をしている住宅宿泊管理業者におかれましては、下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の通知【別添】の内容を参照し、同様の対応を取ること。
※ただし、住宅宿泊事業法の届出住宅においては、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。
2. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。

【住宅宿泊管理業に関すること】
関東地方整備局建政部建設産業第二課
TEL 048-601-3151（内線6655）

健感発0319第1号

薬生衛発0319第1号

令和3年3月19日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

（ 公 印 省 略 ）

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、今般の新型コロナウイルス感染症の流行状況及び保健所等行政機関の体制整備状況を踏まえ、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応についての留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

引き続き、感染症対策担当部局と連携し、宿泊施設に必要な情報が提供されるよう努められたい。

なお、令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知並びに令和2年8月31日付け医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡は廃止する。

記

1 営業者が日頃留意すべき事項

- (1) 保健所等の関係機関と十分連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努めるとともに、緊急の場合に連絡する近隣の医療機関や受診・相談センターを把握しておくこと。
- (2) 感染経路の把握に必要な場合があるため、旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条に基づく宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努めること。
- (3) 宿泊者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。

宿泊者から申し出があった場合、マスクを着用するなどし、事前に近隣の医療機関又は受診・相談センターへ連絡した上で受診するよう勧めること。

- (4) 宿泊者から体温計の貸出を求められた際は衛生的管理に留意の上で貸与するなど、宿泊者の健康管理に積極的に協力すること。

- (5) 日頃から、『宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）』に基づく営業に努め、従業員の健康管理、施設的环境衛生管理の徹底を図ること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと。

2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合

- (1) 宿泊者から、発熱や呼吸困難、倦怠感など、体調に異変が生じている旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに近隣の医療機関又は受診・相談センターへ連絡し、その指示に従うこと。
- (2) 発熱や呼吸困難、倦怠感など、感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。

また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。

- (3) 感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者に対応すること。感染が疑われる宿泊者に接触する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、感染が疑われる宿泊者から離れた場合は、手洗いを確実に行うこと。使用後のマスク及び手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で廃棄すること。
- (4) 保健所から求めがあった場合は、保健所が行う、宿泊者名簿による当該宿泊者の宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力すること。
- (5) 施設の消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン、エレベータ、廊下等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 10 月 2 日）」（国立感染症研究所）を参考に実施すること。

また、シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知）を参考に実施すること。

3 感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

従業員から、本人又は家族に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状の申し出があった場合や、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり発熱や呼吸困難、倦怠感など、体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、使用者は、近隣の医療機関又は受診・相談センターに連絡させ、その指示に従わせること。

(参考情報)

- 内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
(新型コロナウイルス感染症対策)
<https://corona.go.jp/>
- 厚生労働省ホームページ
(新型コロナウイルス感染症について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 厚生労働省検疫所ホームページ
(海外感染症発生情報)
<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>
- 医療機能情報提供制度（医療情報ネット）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html
- 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html
- 「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6374&dataType=1&pageNo=1
- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020年10月2日）」（国立感染症研究所）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-201002.pdf>